

田吉著
日本開化小史
卷之一

學 史		
版冊	頁記	卷冊
六	一	一五
學 校	縣 中	滋 賀

牙 史 百 二 十 二 年 一 月



210

745

Vol.1

田口卯吉著

日本開化小史

田口氏藏版

自序

彥根
立中
校印

有裂眦反脣言語激烈動作蕩々如沸者見之者曰彼怒矣
有開顏解頤言笑溫和舉止揚々如舞者見之者曰彼喜矣
是亦可也然尚有未盡焉夫人非無因而怒者又非無緣而
喜者則見喜怒之狀態而求其因緣以評其心之喜怒庶幾
無誤矣歷史者古來之評也古來非一世世々非一人治亂
之形勢雜沓續紛若不能分析之未必能免皮膚之見也故
史家之苦辛不在於蒐集歷代許多之狀態而在於究盡其
狀態之所本也已余記此書其可悉者務詳之其可畧者務
省之以期得其情雖然是原公事之餘偷少暇而成者况余
之淺學寡聞安保其評喜怒之無誤耶

明治十年九月 田口卯吉識

明治十年九月 田口卯吉識
日本開化小史卷之一 田口卯吉識
第一章 人心の想像次第小進み事
第二章 政府の性質政教一致とふり事
第三章 當時の風俗
第四章 佛法と神道の比較
第五章 佛法の弘まり後想像の性質變せ事
第六章 政府の性質變と事
第七章 漢學の弘まり後後の事件
第八章 唐制を模倣せ事

日本開化小史卷之一 目錄

第一章

人心の想像次第小進み事

政府の性質政教一致とふり事

當時の風俗

佛法と神道の比較

佛法の弘まり後想像の性質變せ事

政府の性質變と事

第二章

漢學の弘まり後後の事件

唐制を模倣せ事

朝廷小遊惰の弊始まる事

和歌の盛になり事

平安の朝政有様

諸國の人民の有様

上門閥の弊あり故に下黨派起り事

佛法黨及武夫黨の有様

政權東國に移り事

第一章

日本開化小史卷之一目録

日本開化小史卷之一の序

田口卯吉著

第一章

神道の盛衰より佛法の巧みしり

人の生を知らずして神威を解すはゆの事あり

宗教と信ずるもの小ありす之を解す之を信ずるもの

の數多は想像の累積せし因なり余舊史を閲

し神武天皇の時既小神道の信仰盛んなりと見

て思へらく其信仰茲に至る蓋し一人の胸裏小成る

事小なりと因て夫の神代の就きて尊等皆想像せ

ら社事共を集め見ると小稍小神道の起源と思へ

由のありたれを引證して其沿革を記しぬ蓋し

神代の諸事決して信據をべき事ありは志とも到底
余所引證を以類此事共ありは所ありは神道の教
神武天皇の時代も於きて此の如き信仰を得たか
らと一と思へども且つ其も神道の發を佛説の
移る必を人の天性に於て志らく導くものなくんを
ありを故に先づ其天性を説きて其發すはゆえん
解を文中論辨多きものれ之を為めなりと計るも
凡そ人心の文野に貨財を得るの難易と相俟て離れざ
るものならずは貨財も富みて人心野ふるは地なく人心
文にして貨財も乏きの國なり其割合常平均を保て
此事蓋し文運は總々の有様も涉りて異例を加へ

抑も人間の初代も當てや器械を用ふるの智未だ發を
べららる製作の技未だ熟すべからず所謂天造の果實
葉根を集めて其食物と為し草葉樹皮皮段まで其衣服
を造る外手段なきはべし夫を智の物も接して益々廣
く情の事も試みて愈々高し人間初代の時も當て多く
接する能はず多く試む能はず其心豈に能く長をべけ
んや然りと雖も生を保ち死を避くるは智の廣狹を云
はる情の高卑と論ざる總ての動物も通して違はざる
の天性なり故に人間の初代も於ては唯だ衣食を得ん
と此念其全腦に満ちて毫も其心は他事も働かずなり
祖先の事と記すは不暇なく間接の災害を恐るは智を

一茫然天地の間不立ち禽獸一異ならず衣食是れ急かり豈不死後の事を憂ふは暇あらんや故不靈魂不死の説未だ發せざるなり編行夫の獨化の諸神茫然として死せる如

實驗少く進み交際少く密小成り目撃せし處の諸物に名稱を與へイザナギイサナミの二尊の時より物を器械を製するは技を知り天の瓊杵の弓矢と執て山野に獵り竹竿と投して江湖に釣るの智あるに及て衣服を得るは術復た從前の煩し似を食物と求む處亦從前の如く狹少からず其は人心の及ぶ處亦其區域と廣め人の疾病を見て始る其異常の有様小恐るの色あり

イザナミの尊病ありイザナギの尊に請ふて曰必そ病室を窺ふから其はイザナギの尊私に之と窺ふ其苦痛の有様を見て始りて恐る色あり身体の内には色く思ひしと見給ふ蓋し其輾轉の有様を見ら雷の如く思ひしと見ら古事記且其病死して後身体の活動を有様小注意し又其甦生して從前小異ならずる事を見て心に解せざるより頗小思を廻して必定人の靈魂は身体と同一のもは不あらざる全く別は存するものなり身体の死をばハ靈魂の去るを其甦するハ靈魂の返るなり靈魂ハ死するもの不あらざる始て身後の事と心配し靈魂不死の説發せり是れ於てか即魂の語ありイザナミの尊の時より既小靈魂不死の説を得てより死後此懸念其胸中不満て其終は歸する處と考へ詰り又更

此黄泉の語あり曰ふ月夜見の真の黄泉を行けり或いは
後聖徳の月に移ると思像せしもの然まとも未だ天
堂地獄の説を作り死後の福福と説く程まで人心の
猶豫なる然まとも未だ神祇と尊び怪力を敬ふの想
像起らざるなり
耕作養蠶之道伐知り天照太神の時五穀始と生を瑞穂
然まとも人民一般耕作を知り亦た此時より始る
神武天皇東征の時人民穴居巢棲と記せり種々の貨
物と使用する事を解し朋友兄弟林中相會して時小
或々遊戯の催しあり小及て天照太神天岩戸を開籠り
五百箇の御統と八咫の鏡と青和幣白和幣と懸け茅纏
の稍を持ち歌舞は是れ益し其時代の重立たる人の遊
び未だ之小及べし人心の外物小接すること多く其感
觸と受くる亦た少らざれば其想像の唯小靈魂の事

黄泉の事に止まらざりて夫の死伐避くは天性より
不慮の厄難と避けんと心の起きり是時の人間未だ道
理と窮むるの知なく且つ經驗ふること何事も皆な不
慮をらばるは不慮總て外物の變化小注目して其意外
多に驚き皆な是れ怪力の致を處と定り悚然として
恐るの心ふくんばあらざりて人間交際小於ても敬
むこと人其怒と解くを以て此怪力を亦た敬むるを災
と下さるべしと思ひ漸く之と敬むる此事起り天
太神の時始めて祭衣と織然まとも未だ祖先と尊ぶの様
子あり成見さるるなり
斯く怪力を敬むるの心起りてより貨財の進む小從ひ

人心漸く過去の履歷と其祖先を尋ぬるの方向に進み
 り儲て古を尋ぬるに備へ舊言傳を據らざるべし
 らず夫の感一少き草昧の人心成て面白しと恐る
 べしと偉ふりと加感と一りたる事へ必ず奇怪なる
 事と云ふるを言傳ふ小或は十分の言語をなく
 或は忘れ或を重大な話一或は臆想と交へて話一口上
 り口小傳へて益々轉訛し言傳を益々愈し奇異の
 姿と為せり而して之を聞く人は意外の事小多く遭
 遇せし者共其社を之と怪しむの心ありて終に祖先
 は人間に非ざれば神聖の通力ありて終に祖先
 と起りたる且つ此の人々小數多此事件を記臆をべし

材能なきはつて重小其時代は威力ありて宗家の事
 のみを言傳へたまが夫の神聖な思を倣さず、人の子
 孫を自ら貴種なりとの想像を起す小至まり斯く祖先
 を神聖と思ひ其宗家を尊敬するの氣を歲月を經り小
 從ひ各處に移住するに從ひ愈々増進せざるは
 神孫天孫等の語次第に成りて其祖先を日月と
 未だ祖を尊ぶの心ありて敬せらるる小至
 天地創造の功をも祖先に歸し是亦於其祖先の
 語漸く尊し然るも未だ其靈魂の人間に利益ある事
 遠く神武天皇日向の國より大和の國に攻め上り諸國の首

長はち打平け給ふ項に至りては皇軍を渡すに
船舶あり遠征と支ふべきの糧食ありて貨財の有様亦
た舊時の比小ありさ此を想像の及ぶ處亦た極めて増
加あり皇師の利ありさりし時天皇の曰く吾の祖神
の裔なり今日本向ひて戦ふ故に利あり日本背きて
戦はば利ありんと又た曰く我皇祖の靈や天より降鑿
并朕を躬を光り助け給ふて而して皇祖の用ひ給ひ
し寶器も神驗ありさりと尊き此て神庫の内小納めら
るる凡ぞ此時既も祖先の靈魂人間に功績ありとの想
像ありさなり且つ靈魂不死の考へより推して祖先
の靈魂天地の内小坐すと思ひしと見えたり然るに

も其靈魂を以て神祇と稱さし事ありさを見たりなり
カミと云へる語は太古の時小於ては神祇と云ふ程
尊き意味ありさなり伊弉諾の尊と桃果と岩石
の功ありさを見てカミと稱し給へりソサノヲの尊出
雲の國小往き給ふとき翁媪一少女を抱て泣くを見
て尊曰く汝を何者を翁曰く吾ハカミカミなる事と
神武天皇の舟師速吸の門小至るとき一漁人あり艇
に乗して來り天皇招して問ふて曰く汝を誰を對て
曰く臣は是れカミカミなる名を問ふ對て曰く珍
彦と見たり日本書紀をさし尋常の人亦たカミと稱せり
故小皇祖の靈を尊ふ事亦たカミと尊ふの事

承_レカミと尋常の人と雖も自ら稱_ヘた_レ辭_ヲカミの辭尊くふり_シ神武天皇以後崇神天皇以前の事_ヲらん其間たのづ_ラカミと云_ヘ辭_ヲ自ら稱_ヘさる習俗_ハなり_シ事と思_ハる

神武天皇初_メ政府を日本に立_テ給_ヒ貨財と得_ルの術_ヲ大_ニ進歩_ス姿_ヲ為_シ天皇東征の頃_ニは土民_ハ猶_モ穴居巢棲のま_ニあ_リて_シ代_々の天皇皆_ハ耕作養蠶の道_ヲ好_ミ給_ヒて頻_リふ_レ之_ト土民_ハ傳へ給_ヒて_シ國中一般農民_ト亦_チ兼_執りて豊葦原の葦_ヲ刈_リて瑞穂の國_ニ穂_ヲ摘_ミて_シ貨財を得_ルる_ニ至_リての煩勞_ヲ要_スる_ニ事_ハなく人民漸く衣食

の欠乏_ハ小_ニ苦_マら_ズに_シ至_リて紀元七百年代の始_メ三

韓支那の人民我國_ニ來_リて交易_ヲ營_テ有_レ無_レ錢_ヲ通_シり

國史_ハ入_レ貢_ト稱_スれども其_ノ實_ハ交易_ニあり_シ近年_ニは_シ琉球_ノ支_那は_シ行_キて交易_セし_ト同_一小_ニて其_ノ一部_ヲを

政府_ニ上_納し_テ其餘_ヲを_以て_シ交易_{して}利益_ヲを得_ルる_ニ至_リて

當時彼の國_ニては既_ニ小_ニ器物衣服_ヲ製造_スる_ニ小_ニ器械_ヲを

用_フる_ニ事_ハ杯_ニと發明_シて_シ此_ノ交易_ハ大_ニ小_ニ日本_ニ利益

ある_ニ至_リたり_シ又_チ我國_ヲ既_ニ小_ニ食物_ハ不足_ナら_ズに_シ

う_レは彼國の職人商人_ヲ終_ニて_シ學士_ヲまで_ニ渡_リ來_リて_シ其

技_ヲと賣_リ其道_ヲを廣_クめ_テ其後一千年代_ニ及_ビて我_ノ兵

威_ヲ威_ヲして三韓我國_ニ屬_セし_テ貨財_ノ有_レ様_ヲを愈_ク

威_ヲ榮_ニし_テ越_スる_ニ至_リて_シ小_ニ貨財_ノ有_レ様_ヲを愈_ク

斯く貨財の進む小従ひ人心亦大小猶豫殘得て益々其
想像を逞ふを是時不當て人心既に靈魂死せざる
事伐定りカミの人間にあらざる事と信一カミは天地
小照臨ヨ一其事想像せ一カミ夫の保生避死は天
性より志て神に頼みて災害を除らんとの心起り事
を見たり七百年代崇神天皇の時小海内疫病流行一
て人民の大半死にたり天皇大之を患ひ給ひ神
祇の咎を受けたりからんと思ひ給ひ浅茅原不幸一
八十萬神を會て之と問給ひ一に大物主神侍姫一
神より給ひて曰く我を祭敬きを疫必を平治せん
因て之伐祭り給ふ一初り小を驗れり一が再三祭り

給ひ一小終一疫病退たり是より八十萬の群神と祭り
且つ天社國社及神地神戸を定め給へりカミの威力と
現一尊嚴を増一神祇と同一意味となり一を實小此時
小あり一ふらん是より皇居と神宮と、依今ち齋宮と申
一て天皇若々親王の御女を太神に齋ま候け給ふの
例始まきり此事二千年代宇多天皇
の御女より引継けし八百年代の末皇子
日本武尊東國を征伐一海上難風一遭ひ給ひ一時難風
の起る々海神の災なきと其想像起りて橘姫之ふ死を
其後此尊數多の惡神を征一給へり日本武尊
大蛇を見し思ら
く是惡神の斯く神の威權次第小増加一九百年代の頃
に至りて々神意不悖るとき嚴罰ある事伐想像一て仲

哀天皇の死と神命不恃りの冥罰に歸り神功皇后の
 三韓を征し我國に臣從せし給ひし亦た神慮に從
 ひ給ひしなり此時今まで此神命を多くは夢に於て告
 げりたまひしに千年代應神天皇の御宇に及んで湯
 起請と申して熱湯の内にお手を入し淫と探り其手の爛
 ると爛まざると成以て其罪の有無と決まらば是れ則ち
 神靈の裁判を仰ぐものなり是に於ては神道の勢に最
 盛の點に達せり

さ此れ人心進歩の有様と考ふるに最初には全く想像
 を為さず事なく更にお禽獸に異ならずして死を嫌ふの
 天性よりして靈魂の死せざる事と靈魂の歸る處と

を想像し次に死を避んとする天性よりして自然の怪力
 と敬を心の心起り次に言傳ひ粗なるよりして祖先
 を神聖と想像するの心起り次に靈魂不死の考へよ
 りして祖先の靈魂天地に照臨するものと想像し次に
 お祖先の靈魂神となりて之を祭まざる諸の災害を治し
 給ふの威力ありしを思ひ是より神威愈々盛んにて人
 間萬般の所業を指揮賞罰せらるるに至るに蓋し未
 開の世にお當て人の心ある道理を窮むるの猶豫をけし
 令風浪の忽ち動き雲霧の俄に起るも皆を怪力にお仕業
 にお歸して相ひ戒りたり貨財を得るの術進み外物に接
 する愈々多きに及びて初め怪力の仕業なりし事も尋

常の事也なり。怪力代仕業大ニ減少すべし。とも人の
幽瞑小心を注ぐ事亦た次第に進むべきを怪力亦た
性質を變じて神とふり神の領する處次第ニ高尚幽瞑
の地位ニ登まり故ニ其尊嚴亦た隨て増加し信仰の心
愈々深くして神道ニ基礎となすべし。然れども未だ
黄泉ニ於て神の威力ある事と現世の所業の善惡ニ因
て死後靈魂の歸る所ニ差別ある事を想像するに至
らぬ。黄泉ニ云へる語ハ佛法ニ所謂故ニ其想像未だ
天堂地獄を兼稱するの語也十分ニ成熟するとも思はまざるなり。
斯る勢にて開闢より歳移り世代りて人心次第ニ進歩
せしむれば政府を自ら神教政府の性質を得たり神

教政府とて神の子孫萬民と治め給ふの政府なり。神教
政府の性質を得させんとて帝室にて務め給ひしはも
非を學士の之に援助ししはもあり。然れども真正の歴史傳
らざると人心の自ら之を導きしと不因神なり。故ニ神道
の教愈々進むに從ひ人民の天皇に尊敬する此氣を益
益盛なりしはも帝王と雖も綺羅錦綉の美を見ず玉樓
瑤殿の榮と知り給くごまし世なりしはも自ら尊大に
せらふ事もなく誠ニ質素として善く人民に近接し給
へり故に當時智者ありしはもあらざり。學士ありしはも
どし東は東國を征し西は海を越え三韓を打從
へ仕那小鎮守府を立て肅慎まで從ひ靡たり。此等其速

征ふも天子親ら軍陣に臨み若くは皇子皇后之小代りて三軍を指揮し給へり是も帝家の代々聖賢小御座して國事小勤勞し給へる小あらば時運未だ草昧を去る事遠らからずして貨財を得るの道進まば速に風俗未だ遊惰の弊を醸さるなりゆきを其時代の最も著明なる人々殘數ふる小人民より野見の宿禰當麻呂蹶速の如きあり官吏より武内の宿禰の如きあり皇子より日本武の尊皇后より神功皇后の如きあり以て其時代此人情風俗を想察し得べきなきを國威の海外小輝きしも皆を此氣風の致を處ふあらやや神道の教此の如く政治の有様此の如く風俗人情此の如くよて一千二百年代

まで打繼ぐ

然る小千三百年代欽明天皇の御宇小當りて意外の事件を外國より注入せり是も則ち三韓の一國なる百濟より佛像及び經論を獻せし事なり此時小當て神道の勢ひ既小盛ふりと雖も其信仰全く心より存して檢窮討論を累代して經論ある小あらざるなり然るも佛法小於て既し之あり神道の諸神其威力既に多しと雖も僅小能く災害を除き所業の吉凶を指示するに過ぎざるなり然るも佛より於ては一心誦名するを無量無邊の福德と降るとあり神道の諸神を現身に罪惡を正す其威力ありと雖も身後の事全く關係なきなり然るも佛

於ては天堂地獄の因果應報を説き又は佛の冥助を
得て呵責の苦免るべしと説き其を現身に安樂
と欲し身後の幸福と願ふの人心ふも最も望む處の教
法なればゆゑに佛法の渡来し始ふこそ神道を之も
抵抗する能性質然現はし饑饉疫病等の流行するは皆
を國神の怒を示し給ふ徴候なりと稱して佛像を掘江
に投し寺塔を燒滅するの所為ありしかと暫時の後佛
法の勢改復し此度を打手變ふ饑饉疫病の流行するは
全く佛像を投し寺塔を燒滅するを崇むりと唱出たり
斯く千三百年代の中頃小神道佛法の争起りて佛法黨
打勝ち是より佛法の蔓延する事極りて速ふりし

蓋し生を保ち死を避くるは凡ての動物も存する天性
なり人間萬般の所業其種多しと雖も要するは小此性質
より出でざるなり夫の貨財を積んと欲するを生を保つ
なり想像を立くと相戒むるを死を避くるなり喜怒哀樂
の發する亦た之を得るを失ふと小因るなり然と
雖も生や保つべからば死や避くべからず故に死後猶
ほ靈魂死せんと稱して以て其心を慰む佛は法巧小此
性より投し教を立つるを能く其言小曰く貨財は現世
小積んと欲し安樂と後生に得んと欲するを一心念佛す
べし佛其願を達せしむると又た他人の生を損する所
業を人其惡行ふる事汝知る故に佛法亦た曰く一心稱名

きを即ち解脱を得るとさ此を人智の未だ遠大に達せ
ずして直接の利ふ汲くたふ時と當とハ容易と貨財を
得んと欲して貨財を僧尼に施し後生の安樂を願ひて
心淺佛門に歸るもの多し千二百四十八年より同
く八十一年に至るまで寺塔の建立さし其後四十八ヶ
所僧尼に歸をほもの千三百八十五人出來り其後百
濟大寺と稱す大なる寺と建てらる、時東を遠江よ
り西に安藝まで此人夫を募り材木と徴されしとなり
難波の四天王寺と稱する有名の寺も此時に建らる
り抑も此時神道の想像實に佛法に及ぶを以て其之
を自然に任じたりん小を必に修整さる體を得たりし

存らん然る小其未だ成らざる當と佛法の攻撃を受
けたりしなり是れも神道の想像更に進む事ふ太聖德
の十七憲法第二曰萬教三寶者佛、法、僧也則四生
之終歸万國之極宗而して神道の事を一言も述べ給ふ
事、今其想像の變なる一二代記載をん小聖德太子
道に達磨に逢ひ給ふ事ありと云へり元年釋書又た聖
德太子を漢土の僧惠思の再來なりと稱する聖德太子
の御子山背王蘇我氏に滅さし給ふ時五色の幡般多空
中に照光り種々の音樂聞ゆとあり又た山背王を權者
の化身なりと云へり舒明天皇の九年大星東より西に
流星あり時人曰く流星の音を僧曼曰く此は天狗
ふり彗星見ると曰く饑饉の兆なり夫の天堂地獄の苦樂

及び觀音菩薩如來大王明王藥師尊天地裁羅漢權者童子等此神聖なる事を想像するも皆此時より始まるるなり
然りと雖も日本政府の性質を實に神教政治にして天皇の尊きゆゑんを神の子孫に御坐すとばり政令の善く行はるゝゆゑんを宗教の權政府にありたしむるなり故に神道の勢進むに從ひ國家愈々靜謐なり然るに今や天皇自ら佛を拜し皇子自ら經論と講し大臣自ら僧尼に施惠し政府自ら寺院に造らば夫の神教政府に存する所は宗門上の權威を全く僧尼に歸し天皇を其尊威を減し政府は其權力を殺すに人心を得る事蓋

非從前の如く容易ならざるの内、神皇正統記の云斯く天皇の尊威減せしむる大臣の專横の弊起り佛法の信者藉我氏の政府に立ちしむる暗殺をらせ給ひし天皇あり崇峻大臣此意を憚りて儲位を定め給はざり天皇あり推古其外に擁立し奉りし天皇もありたり又を掩殺せらるる皇子あり大德和の皇子宅部の皇子官及比山背大先王等なり官吏の死をるもの亦多し然り而して大臣藉我氏の病小臥を此時其治せん事を祈りて出家をるもの男女一千人あり人心の向ふ所變じし事明かなるべし佛法の貨財分布の有様と變換せし事は著明なる實例を得たりたしむ雖も巨大なる寺院は出来徒食の僧尼數多出来

日本書紀卷之二十一 第一卷

一は國內の入費極りて増加きまて云はぎぶるら
 矣千四百年代の始り三韓を征する其力不
 府の國內小費や其所大き為りなりん
 千四百年代の始り天智天皇藤原の鏖足と計り蘇我氏
 を滅し政治の有様次第支那風と成り此事之を次
 章の説くべし依て前文の意を茲に完結せん蓋し開闢
 紀元千二百年代まで神道の想像次第小増加し千
 三百年代に至りて佛法三韓より渡りて神道頗小挫く
 是より神道の想像進歩をたと雖も全く滅せと云ふに非
 朝廷亦た神祇を祭る其例を怠り給はざりき故に今
 此章を結ぶの時最當りて人心の内し神道佛法の二者

ありて存長と知るべし

御書に於ては神道の想像次第小増加し千三百年代に至りて佛法三韓より渡りて神道頗小挫く是より神道の想像進歩をたと雖も全く滅せと云ふに非朝廷亦た神祇を祭る其例を怠り給はざりき故に今此章を結ぶの時最當りて人心の内し神道佛法の二者ありて存長と知るべし

第二章

漢學の渡りしより
京都の衰へしまで

霞をう春の日は朝く露を含む楊柳緑茂吐き風を
 ぐく秋の日は夕べは霜を帯ぶる楓葉錦を添ふ凡
 そ物として外物の為り小感染をらま其状態性質を
 變をざるま秋やある人も亦た之小同一抑く衣服飲
 食の其状態性質を變ざるを言ふも更ふり風俗政制
 と雖も大小人心茂變動せしむるものあり人心ひと
 り風俗政制を變ざるもの小あらざるを望中村正直
 人給ひ立志篇の中政治を人民の心此返射なり
 人民の心野が政治も善く政治も悪くふり人民の心明
 なるが惡き政治も善くふるとあり此事然り然まど
 も政治惡くして人民の心惡くなりし事其例亦た山
 谷に韓子の語小異王劍客と好りは百姓多し瘡瘡
 のも此多く楚王細腰を好り宮中職死の人多しと

云ふ事あり此の如き事をらう或や懐ふ上古の世
 其善惡文野を互小相ひ化をる者なりん
 其政簡易小して其俗勇壯を望しうは絶えて文弱遊
 惰の人を見ぞ日本武の武神功皇后の功あるも怪し
 心小足らるる中古奈良の朝は文弱の氣次第小蔓延
 平安に移りて後其勢最も甚し其時代に至りてち
 在原の業平深草の少將清少納言紫式部此如き人々
 出来りて其長處を世小顯したり上古の時代と相距
 る既小遠しと雖も人情の相異なる亦た驚くべき事
 らざるや如何れをぞう、る人情小至りしう何れが露
 となりて楊柳の姿を養ひ何れが霜とありて錦の衣
 を染りし其を本文小於と説かんと欲すは所存を

漢學の我國に渡りし事を推して舊く三韓との交通始
 まりし頃より往復の文書を悉く漢字を以て記載する
 が如し然れども人心上は效驗を起せし事少き故に以て
 前章に於て之を説きざりしに依りて漢學の渡りしよ
 り種々の事件我國に起りしものと之を概しては第一文
 學の出来し事第二政府の体裁變りし事此二つ以外に
 出でし先づ文學の事より付て論せん漢學の未だ渡らざ
 りし代よりは日本に文字全く無きよしや古事記の序
 にも舊辭の語ありて舊史舊書詩の事を見れば日本書記
 の内にも數に一書と記るをみざる蓋し千三百年代推古天
 皇の時より始めて撰まれしものと言ふならん然るんば

を是を亦舊辭を記載せしを然るなり然きを古代へ未
 だ文字の發明なく言語を以て相傳へざるものならん
 漢學の渡りし後直に其音を採りて其言傳を記す古事
 記萬葉集此類是なる之れ萬葉假名と言ふ其後千五百
 年代の始め吉備の眞備片假名を作り同一百年代の中
 頃に至り僧空海平假名を作りしと云ふ此文字の出来
 しを日本に文學起りて書物も編まれし學士も出たり
 事なり

第二政府の体裁變りし事を風俗人情に於て天を多變
 異に發せしものなきを茲に詳に之を説くべし抑も神
 武天皇より以來打續て来りし政府の建方を誠し質素

分多しゆて武官文官の差別もなく天皇其止し君臨
 具て自ら萬機を統へ給へり近々之聲言するは其時令の
 政府と云へるのは大なる庄屋の如きものなりて官吏の
 數も至り少く年貢は收納も極りて輕ろかりしなりん
 舊史小記等は處々據るは天皇は是度々田租を免し給
 へし事あり政府の御入費多からんを如何に度々租
 税を免はし事成得ん又た度々都を遷されし事あり是
 色々の輦轂の下に官民多々住み集まりたりんは斯
 く度々遷都を仰出さるる事々出来ず事々苦なりされ
 ば上古の時代よりは政府も至り質素なりて都の内も人民
 極りて少しなりしと思はるるを察するに然るは亦外へ未

支那と通ずるに及んで彼國の華美よりて驕奢なる政
 治の仕方を目撃し朝廷まで々自國の質素にして簡易
 なる小政府に恥かしく思ふの心出てなり蓋し人を其
 心と其衣食の有様を抄取せんと思ひて自己より進め
 る人派模擬せんと此心あり是亦死を避け生を保つ
 天性の次第に進歩し快く生を保たんと此心小出てし
 きのなり夫の寡聞の博識に倣はんと欲し貧賤の富貴
 を望むも均しく模擬せんと此心小出たり其心なり今
 日開明の諸國と雖も其長技を當初一人の發明する所
 小して餘を皆か之を模擬せしものなり此模擬の能小
 於く最も敏捷なるものと自ら誇むる日本人を三韓と交通

する頃より音小聞き名を慕ひ一國不和親し其風俗を
 見るに至りし事ふたれ此時こそと模擬しそめ終ふ
 を全く自ら捨て、彼國の政治の有様を我國に移さん
 とする勢かりき蘇我氏の猶政權殘擅しせし頃始り
 て遣隋使と稱して使者を彼國に遣はされし其後彼
 國唐の代となりしに代りて朝廷を遣唐使と稱して
 使者を唐へ遣はされて其國の事情を窺見せしめ更
 留學生を遣はし其文學を學べし其政体を調べ
 給へり此等の人々ハ全く彼の國ハ風俗を染みて
 歸朝し唐風の冠と戴き唐風の衣服を着し唐詩を吟
 唐音と使ひ意氣揚々とて百事唐風を戀ひたり

かく漢學の方より留學生等其道を勉勵し威風凛朝
 野不輝とし時々當て佛法の方より亦た書生を唐に
 送りて其法を修業せしめたり此僧侶も上達して歸朝
 し奇怪なる技術を現はして説教し朝野の人を恐嚇せ
 り斯く博士と僧侶と煽動を起し模倣をせし殿上
 人等をいさで自ら分別あらんや何ものを遣唐より渡
 るもこれならん小を惡しきをばよもあらざと思ひ
 しも然からざしを彼の國に於て折合惡しき儒學と佛
 法とを仲善く一處に弘まざる一處に蔓延したり朝廷小
 てを雨を知らざるを信ぜり此ハかの漢學ハ勸學田三好
 清行の封事ハ罪人伴の家持越前國加賀郡波官田一百
 餘町山城國久世郡の公田卅餘町河内國茨田並川而郡

の田五十五町を以て生徒の食を賜ひて學生に重く用
料不充と彈して勸學田と云ふを賜ひて學生に重く用
ひらき佛法を寺領を給せり此で僧侶を厚く賞さる
るごとく其時の人民此職より有様とば差し置きて早く
其政府を立派に為さんと企てきり人民の富と唐の如
く小なるを以てむる方法を以て目を附けて偏り朝廷に唐風
小飾り立てんと目論みたり是より夫の庄屋政府を廢
して八省を置き天皇自ら萬機を聞かせ給はで大臣之
に當り數多の官員拜任して多分の給料を賜り唐風の
衣服を官服と定め官階と定むる服色を定め皇居と威
十二門を建てたる東に陽明待賢館西に安嘉偉鑿
福未館皇喜門西に天藻壁殿富門北に安嘉偉鑿
遠智門御殿を熱寂百事唐制を模擬し給へり千四百年
清涼温明殿等なり

代の始より千六百年代の終桓武天時まで政府の目的を
全く此一點小存を以て如く是より政治の扱方非常小
手重となりて復た古の如く廉なる政府よりありたり
き其後小至りて其制愈々全備せしむば政府益々盛大
小存社を以て其制を以て其制を以て其制を以て其制を以て
唐風を模擬して斯く盛大なる政府を立ちし其を以て
當時果して如何なる事務をある三韓を既に我有りあ
らむ外國より祭日本に来るを以て至る稀なり蝦夷を時々
穩ふらざる事あり此も其進も左までの事なり其らに
四方の波風静まりて四海の内泰平を歌へり加へる世
の中を八省を置き給ふとも十三階を定り給ふとも

徒に政府を盛大に見せ入費を嵩す一免すののみふて
 用むる益もなし學者をみれども人民も釣合はを
 清行の封事の書生用ひらさるる其れを漢學を學びて
 者も古郷の歸りてを學者と稱して替生の難さの官吏
 を多くなるとも其當るべき事務少く唐風を摸倣し
 當時の日本人民も不釣合なる政府を拵しゆゑに數多
 の殿上人を無聊し苦しみ何なる遣問の慰みもとて
 漸く遊惰の風俗に移らん正の勢を顯さる風大
 斯く遊惰の氣次第も増進をうべ從ひ人倫の正しから
 ざるも古來此風俗を大に禍害を世に散布をり抑り日
 本の古代よりありて人倫正否の考を未だ人心も發を

さるもや品行の一事に至りては聖賢の聞えある人
 人もも關遺なきはあり矣然きとも武勇の氣盛なを
 一うは其禍害を未だ世も現社さるあり儒學の渡り
 後と雖ども其訓戒更ふ人心は感覺ありて或見を佛
 法の渡りし後頻りに無常と説き火宅と教えて夫の古
 代も盛なを武勇の氣を消耗し一うは人心漸く柔弱
 とを造り此柔弱の人々殷富を増し盛大なる朝廷の上
 も趨きをはふ至りても人倫の不正なる事を依然とし
 て改る處をかりしうは大に遊惰の氣を助け弊風を後
 世に遺すも至りて千五百年代奈良の朝廷を最も此責
 を免るれずなるも此事も於には肉食妻帯を戒とせる

僧侶と雖も實も是禍害を導き先達をう是より朝廷
遊情の弊始まれり千五百平奈良の賦おと兼おと地おと
斯は弊風の朝廷小始まりし時當て人心の有様を如
何ふりしや々和歌の進みし一事を以て知る處し抑
和歌は神代より傳へ來りしものを社とも中古奈良の
朝千四百年代の末より千五百年代の中項まで千ふ至りて數多し名人出く萬
葉集等撰り終其より感んぶなりしといふ按ずる和
歌また佛説小深みてより其情巧みおなりしを社とも
ん夫の戀情と陳おふを其前の歌より多く見えし社
とも古代よりおと氣風な多くおと社ともあふをき浮世陽炎
の身消るる露の命なんと云へる詞の如く無常を觀

な思遣を佛説より導きしと社ならん其後の事不志
おと兼おと平おと俊おと成おと
定家等も佛説を學び其味と歌小適合をし人其後唐詩
なり又た僧侶も數多の歌人を出たせり
の風調小深みて其體をるしおと社とも古人も記せりさ
まを和歌の体を熟視を此三者より成さる事を知る
べし而して此三者合して如何なる性質を和歌に與へ
たるやと尋ぬる小蓋し見るもの聞くを社も付て悄然
と憐の情を覺え詠り事なり四季折々の物に付け事
小付て色々と憐の情と起る事あり之を物の憐と觀を
と云ふか入る情を働うぞして衣食小富み勉めたりて
心小腹多く柔弱よりして静小知見なくして癡情小富る
人に非ざるより之を十分し感ならしむるを得べし

うを此歌奈良の朝より漸く盛んふなをしとあれを其
 時代より殿上人の柔弱此勢ひ起す事を知るべし蓋
 一和歌を人心より發せしを此を秋を之に見し其人心
 を知るを得べきものなれとも又之を讀む人をも文弱
 導くの性質ありホウククハ氏英國文明史の序第五章
不して人心を化すもの力なりと喋る論をれども余を
之を信ずる故に和歌亦人心と化すなり此カありと言ふ
 目に見えぬ鬼神を泣かし免男女の中と和らげ猛き武
 夫の心は慰むと古今集の序に記する事實不然り況し
 てや既小遊情をならんと此路小進りふ文弱男児の之
 を見るをや此の如くは
 夫の唐制と模擬せんと勉めたりし奈良の朝に於きて

人心の有様既此の如くを社を既に十分小模擬し了
 りたる平安は朝に至りて々其勢更ふ甚しうを言
 はて知るべき事ならん況してや平安の都は幽雅の
 山河以と多く霞を分ちて花ふむせび錦を踐みて紅葉
 ふ狩り公けの暇きて心は慰り給ふべき勝景風情に乏
 しからぬをや社を平安の都小移り給ひてより遊情
 の氣益々甚しく文學より文字より其他技藝に至るま
 ず漸く艶麗になりて柔弱性を含め律令格式弘仁
序曰く國家制法の始を上官太子十七憲法を江朝其後
天智天皇元年令二十二卷を制を世人の所謂近江朝延
の令也文徳の時藤原不比等律令十卷と為とあり然
老年中不比等更小律令を撰ひ各十卷と為とあり然
まは令義解と其令の義を和解する處ならむしん然も
まは兵農が社に後令を改する處ならむしん然も

撰まれば歴史文章も編みれをまじと此等を却て政府を威
火ふ人民と政府と代愈々懸隔せしめたる様とふま
り而して朝廷遊惰の勢を益々進め
藤原氏も權伐廟堂も擅り其門戸を廣るも至りて
六十年代の門閥の勢益々盛んなり莊園の領主も多く
出來しうば文弱の風習を一層の勢を得るも益々文運
の進むも從ひ夫の生を保つる天性次第も生長し生を
樂むの心となをも更も進んで快く生計を立てんと心の
起るなり人に智識浅疎を貨財を積まんと欲するも亦た
此企望も出づるも此ふらん然るも今朝廷の人々其心
身を唯た快く樂むの一點も用ひしう色きり秀才佳人多

く出て朝廷もて重く用ひしう是關詩奉和など朝廷も
と催さる清行文時直幹等の如き人御暇の御慰し
和琴神代琴千五百三年清和天皇傳ふ笛笙鞠香香々天
百濟傳ふ碁雙六へんくたげなんとある宴も曲水宴
賀も紅葉の賀樂も青海波柳花苑諷ひ物も今様
催馬樂なんどあり皆朝廷の秀才佳人が自ら歌舞彈蹴
し給ひし其技能も誘り給ひし處を中より和歌を最
も盛ふ行社も菊合給合根合艶詞合其前書は内にて殿
申るに宮づらへの人の許も懸想のなんど色々と趣向
歌讀みと遣まとの仰ふと記せり
殘變へて其優劣と試らる時五節の舞姫あり天武帝
王始又た采女の制あり七年仁德帝八十九九重の樂悠ふ

よして玉簾の内床くくぞ見えふ汁は是よ於て夫の奈
良の朝よま次第に鬱積くふは文弱の空氣の中に人と
成り給ひ日の目よそ當り給はて深殿の内ふ養ふ社出
づるにを牛車ふ乗り入るる御方々に待ま給ふ優ふ
やさしきまや男みやび男優き男色このみは男等平安
城裏ふ充ち満ちて月夜賞く花をふかめつゝ物の憐を
觀し戀ふ寄て和歌をぞ詠出く給ひける是より凡て實
際ふ關をは事務を貴人の賤む所とふりて政府の大任
なる兵食は權を皆下官候して之を扱はしめ給へり
か、は風俗の感なき時ふ於きて貨財の有様舊時よも
感なきを言ふまでもなけきども之を作る人を其利と

得そして門閥の官吏悉く之を得たりされど此等の
人を貨財を得んとて心残磨く事もなく政治上の事よ
付て心を勞する事もふし故に其智や極りて小に其念
や極りて偏あり貨財に足りて死を恐るの心感なき人
人小智識少かましうば物ふ恐駭する事極て甚し些細
の病氣ふも物の化生靈をんと此災う抑々天魔の仕業
うたふと恐ま給ひて僧侶神官を召して加持祈祷惡魔退
治なごせしめ給へり又た呪咀の事あり變生男兒の法
ありて行はる此時神道佛法漸く相和して本地垂跡の
説も弘まると此等此事の事ふ神道佛法共し關をり
其後内証を鎮り外患防禦を給ふよ神佛の威力を頼

み給へり又た怨を舎んで死せし者を神と崇め尊ぶも
 此時代とを始すなり此時代一白雉三年則ち十三百七十年の詔
曰く東二把町租租廿二束と弘仁格則ち千四百七十餘
 年山ハ上田一段租十束中田八束下田六束の農政本論
 とあり五分の一段租なりと云ふ藤原信賴の元平治則
 承平天慶の項則ち千七百六十年代の租税ありと記さ
 ち十九百年代の始まて七公三民の租税ありと記さ
 何書より引けるや詳ふらむ事とも當時奢侈の
 有様を見まば其税の重うむ事とも知るべし
 都の内を斯る有様ありしかど都の外を全く其有様を
 異しせり諸國の豊饒なき庄園も富める者之を領して
 租税を出さ事なし神皇正統記曰く功田と云ふ事々
 の功を立て田と頒ち給ひ其數皆定れり大功を世に
 絶えを其下つ方を或も三世を傳へ孫子と傳へ身と止
 るもあり天下を治る地を立く事らる國郡を専らにせし
 其事となく不輸の地を立く事らる國郡を専らにせし

こそ國々守あり法は非くは領あり一國の内皆國命の下
 して治りし故ふ法は非くは領あり一國の内皆國命の下
 勤へて賞罰ありしは天下の事掌と指して行ひ易う
 り其外官田職田とてあるも皆其所の正税を受取のみ
 ありて國々皆國司の吏務ふるべし中古と成りて國々多
 く立てらま亂國とや成れり此領主及び預所主都一あり
 置きてを常々自ら耕耕作事なく専ら弓馬鎗劔の
 道を嗜み心膽を剛ふし身体を強壯し事をのみと勉
 めて政治上の事件あらば第一の勳功を致して名を揚
 げ家と起さん其れを心懸たり京都より西不當なる
 國々を舟都合も善く陸行も便なり自ら京都の風
 俗に染み勇壯の氣を少あらずが關東の諸國を京都
 よりも程遠く往復の便利も惡しきも一は柔弱の弊

風小染みさまののみから英度く戦争ありし故に武勇
の氣古より盛なりき父死すとも子を屍を越えて進み
主斃るゝも臣を顧みざして向ふと云へる猛者等が坂
東の國々に臂を振り奉代固うてぞ居たりける
これを門閥の勢平安城裏に盛うして血脉代以て貴賤
を論し歌道と以て人材を判ち文弱をふ大官人等が廟
堂の特権を握るふ及て民間に於ては次第に黨派を立
けりに至る蓋し名と利と代好むを賢不肖の差別な
く人性固有のきねなり是是亦た生を保ち死と而して
其名と利と代兼亦きふものは其時代ふあきては政事
上の事よりも大なるふらまゝあり夫の命も惜しんで重

賞を競ひ矢石を冒して功名を思ふ武夫が門閥の風俗
と以て其進路を遮られ柔弱男兒の為りふ其政權を握
えらきなりうは賢不肖の差別なくをのづから名利
の存るは場所と蟻附して次第に強大なる黨派を集成
とす

第一佛法のみは當時全く門閥の弊習を免るべき且つ朝
廷にても血統人柄を問はで重せらるるかを數多の人
際を佛法ふ心を寄て其器量代顯はしうり剛勇の武夫
罪を犯すも其姦惡の少年身を容るゝに地ふきそれ
も寺院に投し佛門に歸まら其刑罰を免うれきりされ
る佛法の始ふは黨派の性質と存たり然るも門閥の

勢威をふ小及んで官吏を怯臆の心より之を尊崇し
 之小施惠したれど諸國の氣力あふ人多く之小歸依
 して八宗も弘まきり三論宗の千二百八十五年一高麗
 僧惠灌之を弘む唯識を千三百
 十三年河内國丹北郡の僧道照之を弘む律宗を千三百
 九十年漢土の僧鑑真之を弘む花嚴宗を千四百十五
 年河内國の僧慈訓之を弘む天台宗を千四百六十二年
 近江の國法智郡の僧最澄之を弘む真言宗を千四百六
 十六年讃岐國多度郡の僧空海之を弘む禪宗を千七百
 七十四年僧中國の僧紫雲之を弘む臨濟曹洞黃蘗等を
 其分派ふり浄土宗は千八百四十五年美作國の僧源空
 之を弘む其後我國にて一向宗と法華宗との二宗起ま
 り一向宗を平安の僧親鸞之を弘む法華宗を安房國長
 狭郡の僧日蓮之を弘む都合十宗あり之を弘むなる人
 人々皆賤しき生れまはれども朝其學ぶ處を文學を琢き
 進んで之と重遇せむは朝其學ぶ處を文學を琢き
 性理を窮むる小あま其職とする所々人民を教導し朝
 野の尊信を受くべきものなり其威力を歳々小威を

り然して其内部の有様を見るに數多の土地を領して
 自ら之を支配を為し巨萬の僧侶を養ふて自ら之を懲
 罰を行ひ之を首領と撰び之を規則を立つるも皆を自
 ら行へり又た新小寺院を起し堂宇を建造する事あると
 きを勸進帳と捧て十方檀那より奉加を受け其費用と
 辨しをま實小佛法の黨中小々王政の及はざる獨立國
 の姿あまき千七百年代終末關白延曆寺の座主と定め
 んとて山徒服せを始りて嗽訴の事あり之より常々
 軍馬を蓄へ甲兵を蓄へ少く意小滿なき事あるは
 三千の僧軍神輿を奉て朝廷に嗽訴きし事數くなり
 此時小當り最も強大なるを延曆寺園城寺東大寺興

福寺等よりして各寺相嫉みて攻撃せし事もあり又た武夫黨と鬪争せし事もありし事ありしに佛法黨の如く自由をなさざるも亦當時の氣風に適さしむや處として之をふるはるは是亦門閥の弊習の致る處を夫れ天下の政權を任すべきもの豈も特に藤原氏の人を限らんや然るに諸國の膽力ある武夫を唯其動作の野を分ち為り小夷と賤しき之を將せらるべき大将をら實際此事に關するは為り賤し祇て廟堂の上を齒をばるるに至り抑ぐかゝる所置を為るものは誰ぞやと問へば則ち露と消ぬべき文弱の人々ふりさ社を十六百年代の末十七百年代の始

り小及びて武夫黨の内を羨みて奪んと欲をばすはありし事ありしに藤原氏十七年代の中頃私小兵隊弄して相戦ふは武夫黨の始り也其前九年の亂ありし事ありしに武夫黨の亂よりして其都途朝廷の危き事實に浮雲の風を鎮定する事を得たり夫の武夫は之を從屬とし所以のむに朝廷にて諸國の武夫を對遇する事全く無り

平將門十七年代の中頃私小兵隊弄して相戦ふは武夫黨の始り也

平維衡同百年代の末又た叛くも武夫黨の始り也

安倍頼時同其後

武衡同百年代の中に

源義此等を啓る

武夫黨の亂よりして其都途朝廷の危き事實に浮雲の風

を鎮定する事を得たり夫の武夫は之を從屬とし所以

のむに朝廷にて諸國の武夫を對遇する事全く無り

のむに朝廷にて諸國の武夫を對遇する事全く無り

のむに朝廷にて諸國の武夫を對遇する事全く無り

一由是に将家の據らば此を實に顯達の道なげむが不
り故に朝廷に叛きし黨派の鎮定すふに從ひ将家の黨
派愈々強大と成りしり此黨に居る者を全く将家此申
立成以て思賞をも蒙り武名とも傳ふる事なきが其年
所と經るに從ひおのつうら君と臣と此如き姿となり
自ら将家の家人と稱し普代思願の良黨と唱へて相誇
り遠き國に武夫までも皆を其家人良黨をうん事と
願へり千八百年代の中頃より數多の小武夫の黨を全
く将家の黨派に吸収せり此源平二氏を仰ぎて顯達を
求む心を朝廷に寄るものとして六十餘州の内其跡
を絶ちたり

此佛法武夫の二黨派を名こそ相異なれ其性質に至て
を均しく皆を武邊の強黨なり此大黨派の次第に凝成
するに折しも朝廷を依然として門閥の舊弊を固守し春
宵秋夜の榮華を配りて方小花下月前の御慰ありし
彼の勇敢なる武夫惡僧の集成たる強黨に上り此文弱
なる大官人の充満せる門閥政府を立つ其政府豈に能
く久を保たんや然るに其政府を強黨の爲るに破れし
して内部より潰えんとす此の姿となれり千九百年代
の始に至りて人倫の正しからざるを發しを皇統
の争ひ都の内に起れり人倫の亂れし世の中此戦なき
を醜き事共多しなり新井君美が父父たらば子子より

日本開化史
三
矣兄兄をうま弟弟たらば夫夫ううす婦婦をうま君君
をうす臣臣をうまと評さるも此時の戦あり之を保元
の亂と稱す入部の五の亂と稱すも此時の戦あり之を保元
此戦は於て源平の二黨大に勳功を立て文弱の人々其
冗官をふ事を現はしうりな事を朝廷の威權復た黨派
を制するうらぎりて源平の二黨相軋轉して終に兵端
を開く之を平治の亂と稱す此戦は於て源氏の一黨其
首領を失ひ各所は散布して復た統一す所ふし而し
て平氏の黨全く政權を占りたり聞ひ書すも同やと云
平氏々武夫の心我れ得るを家柄ありて其力我れ以て政權を
得まうしうを其勢一時烈火に如く生殺を奪は權も全

く之を歸し六十餘州の内半を其所有とふる不至まう
是に於て夫の文弱なるまう男優さ男みやび男色との
みの男をんぞは朝廷に追ひ降りて遠流し死刑に同
族の子弟を以て其官職を継がし終に法皇を幽閉
し天皇を降し奉るの所業あり不至まう當時の人を之と
評して平氏の人おらざるを後人はあらばと云へり
斯く平氏が政權を其一門に專有する不及して其一族
を藤原氏以来の文弱に感涙をうり詩歌管絃の遊技小
心儀寄せ暫時の間に其状態人情を純然たる藤原氏
流の人物と成りおる

此時に及で東北勇壯の武夫黨を再び源氏の旗下に統

一して驕る乎家を打滅其名を揚げ家を現さんと數千
流の白旗をば筑波嵐に打靡らし幾萬の甲冑は袖を越
路の月小輝かりつゝ都と差してぞ攻上り平安城裏
此人を眼に見えぬ鬼神とこそ憐と思ひをへけさ如
何で剛勇無雙の猛者小敵をまは得ん衣冠の履東西小
迷ひ粉面濕齒路傍に倒さ僅に八二年の間は都の内
を連拂ひ秋西海の波に漂ひ空しく水屑も消失をり
實に千八百四十五年の事を益々唐制と模倣し政府
を盛大にして事をふた官吏を増し益々其事務を廣げ
給ひしはかゝ遊惰の氣風次第に鬱積し官位の高き人は
と國事小關與せざりて廟堂の上詩歌管絃の戲場とふ

るふ至れり嗚呼此の如き政府豈に能く久しうらんや
此の如き帝都豈に能く政權の地たらんや其東國に移
る益々一二の庸主凡相の罪に歸すくらざるはあ
らん

日本國山川形勢... 卷之一

明治十一年二月廿六日版權免許
 同十七年二月廿八日再刻御届
 同十七年四月十五日出版

静岡縣七族
 田口卯吉

東京牛込區牛込北
 山伏町四十三番地

東京

書林

賣捌

- 日本橋通二丁目 北畠茂兵衛
- 同通二丁目 稲田佐兵衛
- 芝三島町 山中市兵衛
- 淺艸茅町三丁目 北澤伊八
- 小石川大門町 青山清吉
- 日本橋通三丁目 丸屋善七
- 同通三丁目 小林新兵衛

